

くらしの安心情報

情報ファイル NO.140

平成 26 年 3 月 10 日

異性から「アクセサリーの展示をしているので会ってほしい」と電話があり出向いたところ、高額な商品の購入を強く迫られ、契約してしまいました。解約したいのですが…。

相談内容

【相談者 20代 男性】

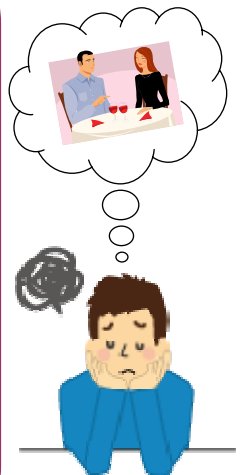
ある日、女性から、「アクセサリーの展示をしているので会ってほしい。」と電話がかかり、話を聞くだけのつもりで指定された場所に出向いたところ、男性が現れて 50 万円のネックレスの購入を勧められました。高額なので断ったら、購入を強く迫られ、怖くなり契約してしまいました。解約したいのですが…。

対処方法

これは、異性に対する恋愛感情や好意を利用して契約をさせる「デート商法」の手口です。販売目的を隠して、電話やメールなどで、店舗や事務所に呼び出して契約させる「アポイントメントセールス」と組み合わせられるケースが一般的です。

見知らぬ人からの呼び出しや誘いに応じることは危険です。話を聞くだけのつもりが、相手の巧みな話術によりいつの間にか契約させられてしまいます。

- ・ 相談者には、「アポイントメントセールス」は、法律上、訪問販売に該当し、契約書面を受け取った日から 8 日以内であればクーリング・オフ(無条件解約)ができるので、販売会社にクーリング・オフ書面を送るよう助言しました。(クレジット契約をした場合は、クレジット会社と販売会社の両方にクーリング・オフ書面を送付しましょう。)
- ・ クーリング・オフ期間が過ぎていても、勧誘方法や契約内容に問題がある場合は、解約ができる場合があるので、あきらめないことです。
- ・ 万一トラブルにあったら、一人で悩まず、早めに市町村相談窓口、県消費生活センターにご相談ください。



発行：くらしの安心ネットとやま (事務局：富山県消費生活センター)

ご相談は... TEL:076-432-9233 (消費生活相談) FAX:076-431-2631

076-433-3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766-25-2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

FAX:0766-25-2890